

北海道保育協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、北海道保育協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を北海道社会福祉協議会事務局内におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連絡提携をはかり、保育事業の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会は、道内における以下の施設等をもって構成する。

- (1) 認可保育所（子育て支援センター含む）
- (2) へき地保育所、季節保育所
- (3) 認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）
- (4) 小規模保育事業のうち、保育士有資格者が保育従事者の1／2以上を占める事業者

(機 構)

第5条 本会の運営並びに事業の円滑な発展を図るため、本会に地区組織を設置する。

2. 地区組織は、各振興局・総合振興局単位を原則として構成するが、市段階の組織等現状を考慮して定める。さらに道内を6地区に分けブロックを構成する。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 保育事業の基盤確立のための調査・研究
- (2) 保育事業の育成強化に関する活動
- (3) 会員に対する情報の提供
- (4) 関係機関並びに団体との連絡・調整
- (5) ブロック及び地区組織との連携
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	5 名
常任幹事	若干名
監 事	2 名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、及び監事は会員の中から、別に定める選考委員会において選出し、代議員総会の承認を得る。また、副会長1名は保育従事者部会長をあてる。

2. 常任幹事は、代議員の中からブロックの互選により、1名を選出する。ただし、札幌ブロックについては1名を追加できる。このほか、保育従事者部会代表1名を加えることができる。

3. 北海道社会福祉協議会施設部会並びに、全国保育協議会等に派遣する役員は、常任幹事会において推薦する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がこれを代行する。

3. 常任幹事は、本会の会務を施行する。

4. 監事は、会務の執行状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第11条 会議は、正副会長会議、常任幹事会とする。

2. 会議は、会長が招集し、議長には会長があたる。

第12条 正副会長会議は、次の事項を協議し、執行する。

1. 事業計画及び予算の立案

2. 常任幹事会に附議すべき事項の検討

第13条 常任幹事会は、正副会長、常任幹事をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。

1. 代議員総会で議決した事項の執行に関すること。

2. 代議員総会に附議すべき事項

(代議員)

第14条 本会に代議員をおく。

2. 代議員の定数は次の次項により委嘱され代議員の数とする。

(1) 代議員は、各地区組織より1名を地区組織会員の互選により選出する。ただし、地区組織の保育所数40保育所を超えるごとに1名を加えることができる。

(2) なお、このほか保育従事者部会代表1名を加えることができる。

(3) 常任幹事の就任によって代議員に欠員を生じた場合は補充ができるものとする。

3. 代議員は本会の議決機関とし、代議員総会を組織する。

4. 代議員の任期については、第10条（役員の任期）に準ずるものとする。

（代議員総会）

第15条 代議員総会は次の次項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 規程の制定及び改廃に関する事項

(4) その他、常任幹事会において必要と認められた事項

2. 代議員総会は年2回以上開催し、会長が招集する。

3. 代議員総会は代議員の3分の2（委任状、代理人を含む）の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 代議員総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。

（専門部）

第16条 本会の運営並びに事業の円滑な推進を図るため、次の専門部を設置する。

(1) 総務部

(2) 広報部

(3) 研修部

2. 各専門部に部長、副部長及び部員若干名をおく。

3. 部長は常任幹事または代議員があたるものとし、会長が候補者を推薦し、常任幹事会の承認を得る。

4. 部員は、担当副会長、部長の推薦により、会長が委嘱する。

5. 副部長は部員の互選とする。

6. 専門部会議は、その都度部長が招集し、会議の議長となる。

（保育従事者部会の設置）

第17条 本会および北海道の保育の質向上のため、保育従事者部会を設置する。

2. 保育従事者部会の会員は、個人会員とする。

3. 保育従事者部会の運営は、部会長1名、副部会長4名が行うこととし、この選出方法については別に定める運営内規に示す。

（特別委員会の設置）

第18条 本会の事業遂行のため必要と認められる場合は常任幹事会にはかり、特別委員会を設けることができる。

2. 特別委員会の委員は、代議員の中から会長が委嘱する。ただし、必要に応じ代議員以外からも委嘱することができる。

3. 特別委員会の委員長並びに副委員長は委員の互選とする。

(顧問)

第19条 本会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は常任幹事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3. 顧問は、会長の諮問に応じて助言を与えることができる。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費・事業収入・助成金・寄付金をもって充てる。

2. 本会は、全国保育協議会に加入し、負担金を納入するものとする。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(附則)

この会則は、昭和62年2月19日より施行する。

昭和63年2月23日一部改正

平成10年2月19日一部改正

平成13年2月14日一部改正

平成14年10月10日一部改正

平成25年1月28日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年7月4日一部改正